

情個審第 43-1 号

平成28年1月18日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け保体諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「健康審査会への提出書類」部分開示決定に係る異議申立事案

(個人情報諮問第82号)

(個人情報答申第77号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定において、別表の「実施機関が開示とした部分」欄に掲げる保有個人情報を不開示としたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これまでに健康審査会等へ学校長等から提出された私の診断書及び関係書類として提出されている添付書類すべて並びに審査会の審査結果及びその決定の根拠や理由を示す書類

2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として「平成16年度から平成26年度における、茨城県教職員健康審査委員会に係る、健康審査申請書、診断書（神経精神障害用）、観察報告書、医療報告書、病状報告書、状況報告書、自宅療養願、医療機関の診断書及び審査結果」及び「2014年2月19日付け及び同年6月18日付け各診断書と添付書類」を特定した上で、審査結果に記載された開示請求者以外の個人に係る審査結果については、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第3号に、別表の「実施機関が開示とした部分」欄に整理される保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）については、茨城県教職員健康審査委員会（以下「健康審査会」という。）において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第14条第6号に該当するとして、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本人に通知した。

3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 「開示請求者以外の個人に係る審査結果」以外の不開示決定部分を開示するよう求める。
- (2) 「所属長の意見」等を開示することができない理由として、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとされているが、「所属長の意見」や「症状に対する本人の考え」等はこの理由に該当する部分ではないと考えられる。
- (3) 「所属長の意見」として記載されている内容は、明らかに事実無根の虚偽内容であるにもかかわらず、中立性が不当に損なわれるとするのは誤った判断である。
- (4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため」不開示というのでは、本来の条例の理念に反する。
- (5) 開示しないことで、実施機関に不当に利益を与え、異議申立人及び主治医等に不利益を及ぼしている。
- (6) 私が提出したにもかかわらず、健康審査会に提出されていない診断書が存在するはずである。これらの診断書の所在について、「答える義務はない」とする管理職の対応が疑問である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 茨城県教職員健康審査委員会について

健康診断の結果及び医師の診断により、発病のおそれがあると認められた者及び発病により引続き3か月以上の休養又は療養が必要と認められた者は、茨城県教職員保健管理規則（昭和36年教育委員会規則第7号。以下「保健管理規則」という。）第3条に基づき、健康審査申請書や医師の診断書等を教育長に提出しなければならない。

医師等により構成された健康審査会は、提出された申請書類の審査を行う。

2 条例第14条第6号及び第7号該当性について

本件保有個人情報を開示すると、本人から、今後の申請書類について、本人の希望する内容に改めるよう求められる可能性が想定される。このような申請書類が健康審査会に提出されれば、健康審査会の結果が本人の意図に偏った内容となるおそれが生じる。これは、条例第14条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に当たる。

さらに、本件保有個人情報は、条例第14条第7号にも該当するとして、不開示理由を追加する。

健康審査会において、教職員の病状を審査するに当たり、所属長の意見は、教職員の健康状態や本人の考え等を所属長の立場から記載した重要な情報であるため、当該情報が本人に公開されることになれば、今後、所属長からの率直な報告が提出されず、健康審査会での公正な審査に支障を及ぼすおそれがある。このため、本件保有個人情報は、条例第14条第7号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

以上により、本件保有個人情報は、条例14条第6号及び第7号に該当すると解する。

3 以上により、本件処分は妥当なものであると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、健康審査申請書、診断書（神経精神障害用）、医療報告書、自宅療養願、観察報告書、状況報告書、病状報告書、医療機関の診断書及び審査結果を一覧表形式にまとめた健康審査会資料に記載されている情報であると認められる。

2 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件処分の取消しを求めて、本件異議申立てに及んでいるが、異議申立書において、開示請求者以外の個人に係る審査結果については、開示を求めない旨述べているため、本件保有個人情報についてのみ検討することとする。

3 本件保有個人情報の条例第14条第6号該当性について

条例第14条第6号は、県の機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

本件保有個人情報が記載されている別表に掲げる書類は、保健管理規則に基づき、3か月以上の休養又は療養が必要であると認められた場合や出勤又は復職しようとする場合などに、教職員から教育長あてに提出される保健管理に関する書類であると認められる。教育長は、当該書類の提出があったときは、休業や医療の要否に関して指示をすることとされており、この指示をするに当たっては、健康審査会において教育長の指示内容について審査することとされている。

そこで、本件保有個人情報の本号該当性について検討すると、本件保有個人情報は、健康審査会が指示内容を審査する上で必要な情報であると考えられることから、全体として、県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

また、当審査会で見分したところ、本件保有個人情報は、異議申立人の出勤、復職、休職又は療養等に関する所属長の意見又は所属長が観察した異議申立人の生活の様子に関する報告であると認められる。そうすると、その内容が開示された場合には、本人の誤解や不信感あるいは無用の反発を招くことなどを懸念して、所属長が率直な意見又は正確な報告を記載することを差し控えるなど、今後の健康審査会の公正な審査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件保有個人情報は、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第14条第6号に該当すると判断する。

なお、実施機関は、不開示の理由として、条例第14条第7号にも該当すると主張しているが、本件保有個人情報が同条第6号の不開示情報に該当することは、すでに述べたとおりであるから、同条第7号該当性については、検討するまでもない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、本件保有個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成27年	3月	2日	諮問受理
平成27年	4月	10日	諮問庁意見書受理
平成27年	5月	15日	異議申立人意見書受理
平成27年	7月	30日	審査（平成27年度第4回審査会第二部会）
平成27年	9月	15日	審査（平成27年度第5回審査会第二部会）
平成27年	12月	4日	審査（平成27年度第6回審査会第二部会）

別表

書類の名称	実施機関が不開示とした部分
健康審査申請書	所属長の意見
自宅療養願	
医療報告書	
診断書（神経精神障害用）	
観察報告書	本人の生活記録（平常の生活態度）
	病状発生以来の状態
	特に問題となる点
	病状に対する本人の考え
状況報告書	状況（学校長の周知した事項）
	他との協調性，知・友人との関係
	日常生活（家族との関係，近隣との関係等）
	症状に対する本人の考え
	その他意見